

(国民健康保険税の減免)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減免することができる。

(1) 天災その他災害を受けた者

(2) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙を貼り付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

(4) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。